住所　名古屋市瑞穂区中根町１丁目５番地
金在學　昭和５年１月25日生
具社會　昭和９年２月12日生
住所　愛知県春日井市鳥居松町２丁目189番地
ウィリアン・イワオ・カクダ　昭和60年12月31日生
住所　愛知県春日井市中切町726番地
ニロ・ユウジ・カクダ　昭和62年７月１日生
住所　群馬県館林市大谷町1028番地26
陳和剛　昭和47年５月16日生
陳郭洋　平成８年７月12日生
陳晴　平成17年３月27日生
陳昂　平成18年３月20日生
住所　栃木県矢板市木幡1464番地
馮春清　昭和43年１月28日生
住所　京都府長岡京市一文橋１丁目６番13号
林千裕　昭和55年１月29日生
住所　京都府亀岡市西堅町19番地・20番地合地
張由美　昭和54年７月７日生

○財務省告示第二百四十六号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十三年七月二十日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十日

財務大臣　野田　佳彦

「及びアール・ビー・エス証券会社東京支店」を「、アール・ビー・エス証券会社東京支店及びソシエテ　ジェネラル証券会社東京支店」に改める。

○財務省告示第二百四十七号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十四条第一項の規定に基づき相当な損害を受けた地域を指定する件（平成二十三年四月財務省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十日

財務大臣　野田　佳彦

表埼玉県の項を次のように改める。

埼　玉　県	加須市（旧北川辺町及び旧大利根町の区域に限る。） 久喜市

○文部科学省告示第百二十一号

平成二十三年文部科学省告示第三十六号（平成二十三年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件）に変更があったので、次のとおり告示する。

平成二十三年七月二十日

文部科学大臣　高木　義明

第二回の試験に係る実施場所について、次のように変更する。

変更後の実施場所

（都道府県）　（試験場となる施設の名称）　（試験場となる施設の位置）

茨　城　県　茨城県水戸合同庁舎　水戸市柵町一丁目三番一号

変更前の実施場所

（都道府県）　（試験場となる施設の名称）　（試験場となる施設の位置）

茨　城　県　茨城県水戸生涯学習センター　水戸市愛宕町四番一号

○厚生労働省告示第二百四十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、次のとおり製品検査の業務の一部廃止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月二十日

厚生労働大臣　細川　律夫

登録検査機関の名称	廃止する製品検査の業務	廃止の日
株式会社中部衛生検査センター	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査のうち理化学的検査の業務	平成二十三年六月三十日

○農林水産省告示第千三百六十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第五項の規定に基づき、次の登録認定機関から登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに行われなかったので、この旨を次のとおり公示する。

平成二十三年七月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録年月日及び登録番号

平成十九年十二月十八日　第百号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人食・エネ・環境総合研究所　佐賀県佐賀市大財五丁目八番六十二号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録の有効期間満了日

平成二十三年十二月十七日

○農林水産省告示第千三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字屋堂羅字弐間谷一二〇一の八〇、大字吉川字ヒレジ折橋一二七七の一二五、一二七七の一三六、一二七七の一三九、一二七七の一四二、一二七七の一四三、一二七七の一五四、一二七七の一六〇（次の図に示す部分に限る。）、一二八三

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字根安字谷口下モ平五三三の八、五三三の一二、大字諸鹿字金山八五一の七、字力子ヶ森九〇六の三、大字吉川字杣ヶ谷一三八〇から一三八二まで、一三八四から一三八九まで、一三九二の一、一三九三、大字三倉字登リ立八の一〇、字松谷四二七の一、四三〇、一三八九、一三九〇、一三九一の九、字西河内奥一一六九の一一、字瀧谷一三九三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字三倉字ヲトシ三五の一、三五の二、字元結谷六二七の四、字西河内奥一一七一の五五、大字渕見字カナチ七〇二、字上河原七三三、大字若桜字椎ヶ谷九〇五の三、字石屋開地一五一〇の一、字古城谷一五一九の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）